

国は放射性物質による環境汚染防止法を制定せよ

環境基本法第13条の具現化を

三陸の海を放射能から守る岩手の会 世話人 永田文夫

2006年3月末から再処理工場の試験運転が開始され2年になろうとしています。この間、大量の放射性物質が環境に放出されています。2006年度に再処理工場から空に放出されたクリプトン85は国内全原発55基から放出された希ガス全量（05年度）の約17000倍にも上る量でした。海に投棄されたトリチウムは原発排水濃度限度の約2800倍（昨年10月2日、11月17日）もの高濃度で放出されました。工場東側に接する尾駁沼のトリチウム濃度が自然界の数倍に上昇（昨年4月）しています。どうしてこのような放射能の大量放出が野放しにされるのか国はなぜ許すのか、驚きと憤りが増すばかりです。海域、湖沼、土壌などの放射能の環境基準はなし、排気筒や放水口での濃度規制もないのはなぜか。規制がなければ取締れないはずです。環境アセスメントはなぜ実施されないのか・・・等々、疑問が増すばかりでした。これらの疑問の解答として放射能による環境汚染防止の法律が極めて不備のまま放置されてきたことがわかってきました。

このことから国への要望をまとめました。

- 1 放射性物質による環境汚染防止について、環境基本法第13条の具現化を早急に行うこと。環境基本法の目的・理念に基づき、世界の模範となる法制定をすること。
- 2 放射能（放射性物質）による環境汚染防止法の主管は原子力推進機関の経産省、文科省ではなく、環境省に移すこと。

以下は上記国への要望に係わる根拠資料としてまとめたものです。

#### 1) 環境基本法と原子力基本法の接点

四大公害問題などの深刻な被害が発生し昭和42（1967）年8月公害対策基本法が制定されました。しかし、この時点では「生活環境の保全と産業の健全な発展との調和」いわゆる「調和条項」が第1条にあり問題がありました。第8条（放射性物質による大気の汚染等の防止）で「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。」と放射性物質は別法で防止の措置をすることになりました。1970年の「公害国会」では「調和条項」が削除され、積極的に国民の健康を保護し、生活環境を保全する観点から公害の防止に全力を上げるため14の公害関係法の制定・改正が行われました。この際公害対策基本法第8条に係わっては「土壌の汚染防止」が追加されております。

地球規模の環境問題や、複雑化する汚染物、発生源の広がりに対応するため1993年5月に公害対策基本法は廃止され変わって環境基本法が定められました。

環境基本法の目的は第一条「・・・現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること」とあります。

第三条では「現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない」と環境保全の根本理念が述べられています。第四条では「環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築な

ど」について経済社会のあるべき姿が記述されています。第五条では「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」についてと基本理念が示されています。このように誰もが納得できる目的と理念が示されています。しかし、六ヶ所村再処理工場の放射能3核種\*全量環境放出の現実はこの基本法の本質とあまりにもかけ離れています。

\* 海ヘトリチウム（半減期12年）、空ヘクリプトン85（半減期10.7年）、炭素14（半減期5730年）が放出され、国もこのことを容認しています。

環境基本法では以下、国、地方公共団体、事業者、国民の責務が示されています。第8条（事業者の責務）「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。」とあります。「なぜ大量の放射能を環境へ放出するのか」という私たちがからの質問に対して、再処理工場の主体である日本原燃（株）は「工場周辺の人が年に受ける被ばく量は0.022ミリシーベルトで安全、放射能は環境で拡散し薄まり安全」とし、除去もせず3核種を全量環境へ放出しているのです。国、青森県も同様の回答です。

## 2) 環境基本法第13条「放射性物質による汚染防止は原子力基本法などで定める」

これは具現化されているのか

1970年改正された公害対策基本法第8条がそのままの内容で環境基本法第13条に引き継がれています。（放射性物質による大気汚染等の防止）「放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。」では原子力基本法などではこの条項をどう具現化しているのか見てみましょう。

原子力基本法の目的は「この法律は原子力の研究、開発及び利用を推進することによって・・・もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与する」と原子力推進が前提にあります。以下の条文を見ても「環境を放射性物質による汚染から守る」環境基本法第13条の主旨を具現化する条項がありません。13条に近いものは原子力基本法の第8章（放射線による障害の防止措置）第二十条「放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に法律で定める。」だけです。ここで「公共の安全を確保するため」とありますが、これは「大気、水質、土壌の環境汚染防止」とは受け取れません。「公共」とは「社会一般・おおやけ」という意味であり、社会的環境は含まれるとしても自然的環境は公共とはみなされないでしょう。

昭和42年8月制定の公害対策基本法で「放射性物質による環境汚染防止を原子力基本法などの法律で図る」ことが示されました。原子力基本法の改正は同年7月であり、次の改正は平成10年です。従って13条は原子力基本法に本当に組み込まれたのか疑問が残ります。

しかし「その他の関連法律」に組み込まれたのではないかと、主要な法律を検討してみました。

「原子炉等規制法」（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の目的は「・・・災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために・・・原子炉などの設置及び運

転等に関する必要な規制等を行う・・・」とあり、公共の安全はありますが、ここでも環境汚染防止の視点は抜けています。各条文にも該当項目はありません。

「放射線障害防止法」（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律）を見ると（目的）「この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。」とあります。

「放射性同位元素の取扱等による放射線障害の防止と公共の安全」が目的となっており、やはり放射性物質による環境汚染防止についての条項は見あたりません。

「原子力基本法」があり、その下位法に核エネルギー利用のための核燃料サイクルを規制する「原子炉等規制法」があり、基礎研究や放射性同位元素取扱いに係わり「放射線障害防止法」があります。この3法律で環境基本法第13条を具現化する条項が見あたりません。これは環境基本法との整合性を欠く大きな問題ではないでしょうか。

念のため、経産省総合資源エネルギー調査会、原子力安全保安部会の小委員会を確認しましたが、放射性物質の環境汚染防止について検討している委員会名は見あたりませんでした。

また、文部科学省においても放射性物質による環境汚染防止について審議している委員会はありませんでした

### 3) 環境基本法第13条「・・・防止のための措置」とは

13条で「・・・放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については・・・」とあるが、「防止のための措置」とはどのようなことでしょうか。環境省の解説書によるとこの「防止のための措置」とは「環境基本法第二章（環境の保全に関する基本的施策）の各条に定められている施策による措置を指す。」とあります。第二章、冒頭第14条に施策の策定及び実施に当たっての指針が示されています。実に明瞭簡潔で説得力のある条文です、原子力基本法でも同様の条文がまず示され、そして具体的措置が展開されるべきではないでしょうか。第二章以下の条項では「政府は環境基本計画書を策定する」「政府は環境基準を定める」「公害防止計画の作成」「環境影響評価の推進」「環境の保全上の支障を防止するための規制、事業者等の遵守すべき基準」以下「経済的措置」「環境教育」「情報の提供」「監視体制」「公害紛争の処理、救済」「国際協力」「原因者負担」などきめ細かな措置が定められています。

放射性物質による汚染防止についても、原子力基本法などでこれに準拠した法律が展開されはじめて13条が生きてきます。しかし、環境基本法第二章に定められている「環境基本計画」「環境基準」「排出基準」「環境影響評価」について原子力基本法などでは明文化されていません。（原子力発電等においては排水基準として核種毎の濃度限度は定められている。ただし再処理工場では濃度限度はない。）

環境基本法に基づく水質汚染防止法や大気汚染防止法などでは、各種化学物質について海域、河川湖沼、大気などの環境基準\*が定められ、事業所放出口での濃度基準\*や、規制項目の達成が困難な地域では総量規制が定められています。

\*全公共用水域の総水銀環境基準は0.0005mg/L以下、事業所からのシアン化合物の排水基準は1mg/Lのように許容限度が定められています。二酸化窒素の大気環境基準は1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下。

#### 4) 環境基本法の基本理念や責務は原子力事業にも適用

第13条の「・・・防止のための措置」は基本法の第2章に掲げられている条項に対応していることがわかりましたが、では基本法の他の章は、原子力施設は該当しないのでしょうか。これについて、環境省の解説書では「・・・したがって、その他(第二章以外)の条項に関しては、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染についてもこの法律が適用されることとなる」と示しています。すなわち環境基本法の第一章(総則)、第三章(審議会その他の機関等)については原子力施設においても遵守義務があるのです。第一章総則第8条(事業者の責務)「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。・・・」とあり、このことからして放出放射性物質の低減化は当然の義務となります。日本原燃が当初あったトリチウムやクリプトンの除去しないのことは責務を果たしていないこととなります。グリーンピースの専門家によると、再処理工場の40年稼働により世界中で15000人のガン死を予測しております。日本原燃申請書を元にした私たちの計算では年海洋放出放射能量は、一般人の年摂取限度の3億3千万人分に相当することがわかっています。環境基本法の目的、理念と対照してみるとこのような工場はとてども操業が許されないのではないのでしょうか。

#### 5) 推進機関が監視を兼務していることが問題

昭和42年「放射能に係わる環境汚染防止について原子力基本法などで措置する」と名文化されて以来40年間、この条文がまともに取り上げられ論議されることもなく、今日までなおざりにされてきました。その主たる原因は、原子力の研究、開発及び利用の推進を第一に標榜する経産省や文科省が規制・監視の役割を担ってきたためと思われる。

昨年11月27日の参議院環境委員会で川田龍平議員の質問「ドイツやスウェーデンでは環境省が放射能による汚染を監視している。日本では原子力の推進と監視を経産省が担っているがどうか」これにたいし鴨下環境大臣は「推進と監視の二つを同一のところで取り仕切ることが問題であるという認識については私も許容する」と答えています。

おわりに

数年来の疑問への解答が、環境基本法第13条から発し関連法を見直すことによりようやく見えてきました。なぜ環境基本法13条が骨抜きにされたのかについては国会の場で是非追及してほしいものです。原子力(核)開発を推進する機関が政治家、官僚を動かして、余計な環境への配慮を放置させてきたのではないかと思います。大きな利権がからみ世界的な動きが背後にあるように思えます。

昭和48年3月水俣病の判決を受け、当時の前田科学技術庁長官は建設中の東海村再処理工場から放射性物質を放出させないことを打ち出しましたが、これはいつの間にか立ち消えになってしまいました。BNFL（英核燃料公社）から日本原燃にクリプトンの除去装置を設置しないように横やりが入りそれが成功したと英紙ガーディアンに報道されました。経産省や電力業界の反対により昨年3月に環境省が提案した事業の計画段階で行う戦略的アセスメント対象から発電所ははずされてしまいました。このような原子力に係わる不審な事例をよく耳にします。他の公害物質とは異なり、放射能は遺伝子に対し特別な作用があり、未来世代へ影響を与えるため厳重な環境汚染防止が必要です。今のような「無法状態」のまま原子力政策が進められると、放射能による環境汚染が進行し未来に暗雲が漂うこととなります。

環境基本法の精神を基に真に人々が健康で文化的な生活ができることを第一に、希望ある未来社会を作るため、世界の模範となる放射性物質による環境汚染防止法の制定が早期に望まれます。

=====

\* 環境基本法

<http://www.pal.co.jp/usui/network/ecolis/ecoken/kihon.htm>

第十四条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

=====

\* 参考にした図書

環境法入門 有斐閣 交告尚史他著

環境基本法の解説 ぎょうせい 環境省総合環境政策局総務課

環境六法 中央法規

公害関係法令・解説集 帝国地方行政学会

原子力規制関係法令集 大成出版社